
目次

教育長訓令

- 教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令…………… 1
- 所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令…………… 1

教育長訓令

北海道教育委員会教育長訓令第10号

庁 中 一 般

教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和5年11月21日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

教育庁文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁文書管理規程(平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「の検証を除く」を「に係る検証を除く」に改め、同項第1号オ中「付与されて」を「行われて」に、「の検証」を「に係る検証」に改める。

第24条の見出し中「付与」を「実施」に改め、同条第2項及び第3項中「付与する」を「行う」に改める。

附 則

この教育長訓令は、令和5年12月1日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第11号

庁 中 一 般

所 管 機 関

(道立学校を除く。)

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

令和5年11月21日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

所管機関文書管理規程(平成17年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「の検証を除く」を「に係る検証を除く」に改め、同項第1号オ中「付与されて」を「行われて」に、「の検証」を「に係る検証」に改める。

第17条の見出し中「付与」を「実施」に改め、同条第2項及び第3項中「付与する」を「行う」に改める。

附 則

この教育長訓令は、令和5年12月1日から施行する。

